

〈要請理由〉

- 第8回下請取引条件改善に関する関係府省等連絡会議における野上官房副長官からの締めくり発言によるご指示を踏まえ、トラック運送業においても「自主行動計画の策定」に向けた取組について検討を開始。
- トラック運送業については、荷主との取引だけでなく、下請多層構造など元請と下請における運送事業者間の取引条件の改善に向けた取組みを進めていただくことを目的に、平成28年11月22日(火)、根本国土交通大臣政務官よりトラック運送業界団体に対し、今年度内を目処に「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」策定の要請を行った。



〈要請のポイント〉

- ・アベノミクスを一層加速し、「経済の好循環」の流れをより確かにすることが重要。
- ・元請下請における運送事業者間を含め、トラック運送業における取引条件の改善は喫緊の課題。
- ・また、トラック運送業の下請多層構造にも課題があると認識。
- ・元請事業者となる大手運送事業者が率先して取組を進めることが重要。
- ・今年度内を目途に自主行動計画の策定を要請
- ・なお、取引条件の改善について、関係省庁を通じ、荷主の方々にも働きかける。

出席者

【国土交通省】

根本 幸典 国土交通省大臣政務官
 藤井 直樹 国土交通省自動車局長
 堀家 久靖 国土交通省大臣官房審議官 他

【全日本トラック協会】

(公益社団法人全日本トラック協会物流ネットワーク委員会)
 齋藤 充 日本通運株式会社 代表取締役副社長
 全日本トラック協会物流ネットワーク委員会委員長

植松 満 日本通運株式会社 執行役員
 森 日出男 ヤマト運輸株式会社 取締役常務執行役員
 内田 浩幸 佐川急便株式会社 取締役CSR推進部長
 日比野利夫 西濃運輸株式会社 専務取締役執行役員
 中田 晃 西濃運輸株式会社 執行役員
 山本 浩史 福山通運株式会社 常務執行役員
 赤松 毅 トナミ運輸株式会社 常務取締役
 福本 秀爾 公益社団法人全日本トラック協会理事長

「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の策定について

- 平成28年11月22日(火)、根本国土交通大臣政務官より、全日本トラック協会の大手運送事業者に対し、「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」策定を要請。
- 平成29年3月9日(木) 全日本トラック協会理事会において「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」を承認。

自主行動計画の概要

I. 計画の概要

【1. 計画の目的】

個々の事業者における適正取引推進等のための取組を一層推進させること

【2. 計画を実践する事業者】

全日本トラック協会物流ネットワーク委員会を構成する大手運送事業者19者が実施。

【3. 計画が対象とする取引範囲】

下請法規制対象外の取引についても適用。

【4. 計画取組上の留意点】

本計画に基づき、**平成29年6月末までに各社独自の自主行動計画を策定。**

II. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項

【1. コスト負担の適正化】

① 作業内容や時間単価を明らかにし実費を別建てで支払うなど、**付帯作業料、荷待ち料金、高速道路料金等のコスト負担に関するルールの明確化及び燃料・人件費等の上昇分を考慮した負担ルールの設定**

② 運送、取引条件については、**十分な協議**を実施 等

【2. 運賃・料金の決定方法の適正化】

下請事業者の原価を考慮した運賃・料金の設定 等

【3. 契約書の書面化推進】

下請事業者とは基本契約を締結するなど、**原則100%の書面化を実施。** 等

【4. 支払条件の適正化】

運賃・料金の支払いについては、**可能な限り現金払**。また、手形サイトは**将来的に60日を目標として改善**に努める 等

Ⅲ.荷主と下請事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

【1.多層化取引に係る取引適正化】

- ①適正取引や安全義務の観点から、全ての取引について、**原則、2次下請(※)までに制限**
- ②**改善基準告示違反**の可能性があることを理由に、自社運行せず下請事業者に対して**運送依頼をすることを禁止**
- ③**高速道路料金等の実費**について、下請事業者から実運送事業者に対し**支払いが確実になされているか確認** 等
(※) 例：荷主⇒元請⇒1次下請⇒2次下請

【2.改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制】

- ①**荷主からの運送依頼**を受ける時点で、**改善基準告示を遵守できるかどうか確認**
- ②**改善基準告示を遵守できない事例**が確認された場合、**発着荷主と十分に協議し、改善基準告示の遵守、長時間労働改善**に向けた取組を実施 等

【3.生産性向上（付加価値向上）】

発着荷主及び下請事業者と連携し、附帯作業時間、荷待ち時間等の課題を整理し、**業務改善**を実施 等

Ⅳ.下請ガイドラインの遵守

・取引適正化の推進のために、国土交通省、公正取引委員会が策定した各種ガイドライン等を参考に、行動マニュアル、取引・契約に関する社内ルール等の見直し、整備

Ⅴ.推進体制の整備

【1.組織体制の整備】 本計画を推進するための責任部署の設置、担当者の配置 等

【2.人材育成】 本計画の実効性の確保に向け、研修会等を実施

【3.フォローアップ(FU)】

- ①各社のセルフ・FU：本計画取組事業者は、フィードバック手法等について検討を行い、ルールを整備し、確実に実施
- ②全日本トラック協会によるFU：中企庁・経産省が定める業種横断的なフォローアップ指針を踏まえ実施 等

【4.普及啓発】 **19事業者以外**の**大手運送事業者**についても、**本計画を率先して実践**するよう、関係者へ働きかけ

○ 全日本トラック協会物流ネットワーク委員会委員名簿(19事業者)

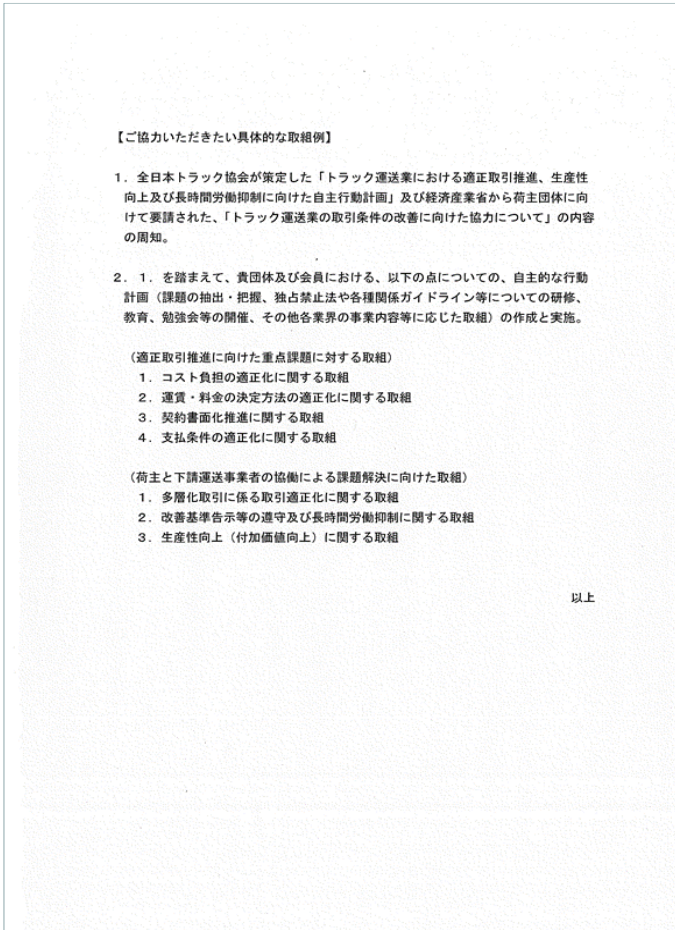
【北海道】札幌自動車運輸(株)	【新潟県】新潟運輸(株)	【静岡県】近物レックス(株)	【広島県】福山通運(株)
【山形県】第一貨物(株)	【長野県】信越定期自動車(株)	【愛知県】名鉄運輸(株)	【香川県】三豊運送(株)
【東京都】日通トランスポート(株)	【富山県】トナミ運輸(株)	【京都府】佐川急便(株)	【福岡県】(株)博運社
【東京都】ヤマト運輸(株)	【岐阜県】西濃運輸(株)	【大阪府】センコー(株)	【全国】日本通運(株)
【新潟県】中越運送(株)	【岐阜県】(株)エスラインギフ	【岡山県】岡山県貨物運送(株)	

平成29年3月23日、物流審議官から、倉庫業及び貨物利用運送事業の6団体あてに、「トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主（運送委託者を含む）等への協力要請について」を发出。

＜要請内容＞

- ・全日本トラック協会が策定した「自主行動計画」及び経済産業省から荷主団体に向けて要請された「トラック運送業の取引条件の改善に向けた協力について」の各会員事業者への内容周知。
- ・各団体の事業内容に応じた、自主的な行動計画の策定。

団体あて協力要請文書



要請先団体

- 日本倉庫協会
- 日本冷蔵倉庫協会
- 全国通運連盟
- 航空貨物運送協会
- 国際フレイトフォワードーズ協会
- 日本内航運送取扱業海運組合